

不測の事態に備えます
病气やけがで障がいを負って

▼**遺族基礎年金**
平成26年度年金額(配偶者) 99万5200円
▼**障害基礎年金**
平成26年度年金額(定額) 1級 96万6千円
2級 77万2800円

▼**国民年金の加入者が亡くなったとき**
国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。夫または「子」に支給されます。子が18歳到達年度の末日まで、障がいがある場合は20歳まで支給されます。

▼**国民年金の定額保険料**
1万5250円(月)に加えて付加保険料(月400円)を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

▼**国民年金の免除申請期間**
これまでさかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月(学生納付特例は4月)まででしたが、4月からは過去2年(2年1カ月前)までさかのぼって申請ができます(学生納付特例も同様)。

3つの基礎年金があなたの一生をサポートします

老後に備えます

▼**老齢基礎年金**
65歳から一生、老齢基礎年金が支給されます。(終身保障)
①老齢基礎年金 平成26年度年金額 77万2800円(満額)
▼20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の全期間保険料を納めた人は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

▼**障害基礎年金**
平成26年度年金額(定額) 1級 96万6千円
2級 77万2800円
▼国民年金加入中の病气やけがによる障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

▼**遺族基礎年金**
平成26年度年金額(配偶者) 99万5200円
▼**障害基礎年金**
平成26年度年金額(定額) 1級 96万6千円
2級 77万2800円

▼**国民年金の加入者が亡くなったとき**
国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。夫または「子」に支給されます。子が18歳到達年度の末日まで、障がいがある場合は20歳まで支給されます。

▼**国民年金の定額保険料**
1万5250円(月)に加えて付加保険料(月400円)を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

学校跡地の

活用者を募集します



①河原小学校跡地



②旧河原小体育館



③龍門小学校跡地



③旧龍門小体育館



①旧迫水小体育館



②旧迫水小学校跡地

募集期限
7月31日(木)
(消印有効)

民間の資本や豊富なノウハウを活用し、学校跡地の有効活用と地域の活性化を図るため、活用者を募集します。

募集物件

①河原小学校跡地

▼所在地 菊池市下河原4692番地
▼敷地面積 9217㎡
▼延床面積 校舎 1668㎡
体育館 392㎡

②迫水小学校跡地

▼所在地 菊池市重味2836番地
▼敷地面積 4万3756㎡
▼台帳面積のため増減が生じます。

▼延床面積 校舎 1774㎡
体育館 534㎡

③龍門小学校跡地

▼所在地 菊池市龍門356番地
▼敷地面積 1万1891㎡
▼台帳面積のため増減が生じます。
▼延床面積 校舎 1812㎡
体育館 534㎡
▼建物、土地などの詳細はホームページをご覧ください。

募集内容

校舎などの学校施設を総合的に活用する人を募集します。校舎のみ、グラウンドのみなど一部活用に関しても採用する可能性があります。

募集条件など

▼個人、企業、団体を問わず、どなたでも応募できます。
▼最低制限価格は設けません。
▼譲渡金額は市が行う鑑定結果、賃貸金額は菊池市公有財産取扱規則に準じます。
▼賃貸期間は希望する期間を記載してください。

活用者の決定

▼校舎の内外装改修、設備の改修などにかかる費用は、全て活用者が負担します。
▼敷地内にある工作物などの取り扱いに関し、地域の意向などがあるものは調整します。
▼使用しない備品の撤去と廃棄は活用者が負担します。
▼賃貸の場合は別途条件がありますのでお尋ねください。

問い合わせ・申込先

〒861-11392
(住所記載不要)
企画振興課地域振興係
☎0968(25)7250
✉kikaku@city.kikuchi.jp

国民年金の「付加年金」をご存じですか？

国民年金の定額保険料(月1万5250円)に加えて付加保険料(月400円)を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金は申し込みをした月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。

付加年金の年金額は、200円×付加年金納付月数となります。

付加保険料を納付することができる人は？

国民年金保険料の免除申請期間が変わりました

これまでさかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月(学生納付特例は4月)まででしたが、4月からは過去2年(2年1カ月前)までさかのぼって申請ができます(学生納付特例も同様)。

▼**募集方法**
応募様式には、連絡先、活用の概要、譲渡・賃貸の別、譲渡・賃貸の希望金額(年額)を学校跡地活用事業提案書に記載し、直接提出するか郵送でお申し込みください。